

随意契約理由書

件名	商大線(海岸通)道路改良工事(その2)
契約の相手方	株式会社 島田組
根拠法令	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 8号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、市道 商大線の海岸通において歩道を設置する歩行者安全対策工事として制限付一般競争入札に付したが、応札者がなかったため、令和元年9月6日入札中止となった工事である。</p> <p>本工事を行うにあたっては、兵庫県警が、道路工事に併せて信号感知器の移設を3月末までに施工する必要があることから、早期に着工する必要がある。</p> <p>また、施工場所は自動車交通量に加えて歩行者通行量も多く、床版工においては狭隘な箇所ではクレーンによる床版(長さ7m)設置作業を行うので、歩行者誘導に特に配慮しながら工事を進める必要がある。</p> <p>当該請負人は、商大線(海岸通)道路改良工事(その1)と同じ請負人であり、同工種の工事实績を有しているとともに、地元事情や現場状況に精通している。よって、本工事を上記請負人に随意契約することとする。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項8号「競争入札に対し入札者がいないとき」に該当するため、上記業者に本工事を随意契約し、速やかな現場着手を図ることとする。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 垂水建設事務所 安全推進係 (電話番号 707-0236)